

鹿角広域行政組合における情報公開制度について

情報公開制度とは、通常の組合から圏域民への情報提供とは別に、行政機関が保有する情報の公開（開示）を請求する権利を圏域民に保障し、行政機関にその開示を義務付ける仕組みです。

本組合では、鹿角広域行政組合情報公開条例のもと、次のような措置を講じています。

※組合が保有する情報を得るには、すべてこの制度に基づく請求を行わなければならないというものではありません。個人情報を含まないものや平時から公にしているもの等は、請求によらなくても通常の情報提供で可能な場合が多くありますので、ご相談ください。

○情報公開を実施する機関

- ・ 事務局
- ・ 消防本部

○公開の対象となる文書

次の要件を備えている文書は原則公開されます。ただし、その文書に下表に掲げる不開示情報が含まれる場合は、その文書の全部又は一部を開示しないことがあります。

公開の対象となる文書の要件

- ・ 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図面、写真（以下「文書等」という）であること。
- ・ 実施機関の職員が組織的に用いるものとして、実施機関が保有しているものであること。
- ・ 原則として、平成 27 年 7 月 1 日以降に取得し、又は作成した文書等であること。

不開示情報

- ・ 法令秘情報（条例第 6 条第 1 号）
- ・ 個人情報（条例第 6 条第 2 号）
- ・ 法人等事業活動情報（条例第 6 条第 3 号）
- ・ 公共の安全及び秩序の維持に関する情報（条例第 6 条第 4 号）
- ・ 事務事業執行状況（条例第 6 条第 5 号）

○開示請求できる方

開示請求は、誰でもすることができます。(圏域民以外でも可)

○開示請求の手続

1 開示請求（閲覧又は写しの交付）

公文書開示請求書を実施機関に提出してください。様式は鹿角広域行政組合事務局でお渡ししています。また、電子メールで様式をお送りすることも可能ですので、ご希望の場合は下記のメールアドレスへご連絡ください。

連絡先：鹿角広域行政組合事務局 kouiki@ink.or.jp

2 開示・不開示の決定

実施機関は、公文書開示請求書を受理した日から起算して15日以内に、開示等の決定をして請求者に通知し、開示する場合は、閲覧場所の指定又は写しの送付を行います。なお、閲覧については無料ですが、写しの交付を希望する場合は、写しの作成とその送付に要する費用を負担いただきます。

開示決定	請求のあった公文書のすべてを開示する場合
部分開示決定	請求のあった公文書に不開示情報が含まれているが、不開示情報を除いて開示できる場合
不開示決定	請求のあった公文書に不開示情報が含まれているため、開示できない場合
不存在決定	請求のあった公文書が存在しない場合

3 審査請求

請求の決定に対して不服がある場合は、行政不服審査法の規定に基づく審査請求ができます。審査請求があった場合、実施機関は鹿角広域行政組合情報公開審査会に諮問して裁決をすることになります。

○情報公開制度の運用状況

近年の情報公開の状況は次のとおりです。

1 開示請求処理状況（件）

年度	請求件数	請求に対する決定			
		開示	部分開示	不開示	不存在
H 2 7	0	0	0	0	0
H 2 8	0	0	0	0	0
H 2 9	0	0	0	0	0
H 3 0	1	1	0	0	0
R 1	1	1	0	0	0
R 2	1	1	0	0	0
R 3	0	0	0	0	0
R 4	0	0	0	0	0

2 不服申立て・審査請求状況

令和4年度末時点では無し